

医療情報取得加算・医療D X推進体制整備加算について

■医療情報取得加算について

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・当院を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

■医療D X推進体制整備加算について

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であります。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療D Xを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であります。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療D Xにかかる取組を実施している保険医療機関であります。(※電子カルテ情報共有サービスについては今後導入予定)

令和7年4月

病 院 長